

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院血管撮影画像診断・処理解析システム構築業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等（以下「入札関係書類等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、入札関係書類等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札金額は(1)に掲げる調達案件に係る機器等の金額を合計した額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予算額

210,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 19 年 9 月 14 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成 19 年 9 月 14 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 入札書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービス又は医療・理化学機器に係るものを有していること。なお、この総合評価一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 12 日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

オ 平成 14 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 300 床以上の病院から受注した血管撮影画像診断・処理解析システム構築業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完遂した実績を有すること。

カ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181 (内線 3550)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成19年9月14日(金)から同月27日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成19年9月14日(金)から同月27日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便

事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月1日(木)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)鳥取県立厚生病院大会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の(1)のオの実績に係る書類を、4の(1)の場所に平成19年9月28日(金)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4の(1)の場所に平成19年10月24日(水)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行った者であること。
- (2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。
- (3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。
なお、価格点の上限は、500点とする。
$$\text{価格点} = 500 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$
- (4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- (5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Hospital Digital Advanced Angiography System, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 28 September, 2007

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 24 October, 2007

(4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 1, November, 2007

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 1, November, 2007

(5) Please contact : Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex. 3550

評価の内容（考え方）	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 導入による診療・日常業務の効率化及び現行業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 効率的検査体制 (3) 高度医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な効率化及び改善効果が明示され、検査体制についても優れた提案であること。 機器導入による検査時間縮減及び術者被曝低減に関する提案が図られていること。 超微細病変の診断・治療に係る事項等、今後の高度医療提供に関する提案がされていること。 	60
	医療過誤防止	<ul style="list-style-type: none"> 医療過誤を防止するための優れたチェック機能がハード・ソフト別に提案がされていること。 	50
2 機器全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に関する考え方	(1) システム構成 (2) 既存システムとの連携 (3) 操作性及び検査精度	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な機器構成及び配置がなされ、標準的なデータ形式を採用していること。 要求仕様に対する企画提案内容及び方法（標準・特別仕様） 病院が求める周辺システムとの連携が可能であること。 表示画像に周辺機器（ポリグラフ等）と連携した最適化が図られた提案となっていること。 総合医療情報システム（電子カルテ）導入ベンダー及び放射線システム（RIS・PACS）との継ぎ目のないデータ連携を実現するための明確な提案がなされていること。 指定する検査データを抽出し加工できる提案となっていること。 システム機器構成及び電子データ保存に関して十分な仕様を有すること。 設置場所の設定等、提案機器の操作性の向上が図られていること。 血管及び病巣部が細部まで描出可能であり、透視時マイクロカテーテルの描出等が細部まで観察可能であること。 血管等の解析機能が3次元再構成像を含め十分な提案となっていること。 	120
3 システムの安定性、堅牢性及び応答性に関する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	<ul style="list-style-type: none"> 障害対策、バックアップシステムの構成 セキュリティ確保対策が取られていること。 繁忙時及び大量データ処理時のストレスのない応答性、周辺システムとの応答性、情報量増大時の応答性確保対策が取られていること。 	70
4 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	支援体制 保守及び維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制 優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。 	80
5 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に関する考え方	導入時のコスト	<ul style="list-style-type: none"> システム構築に係る具体的なコスト内容及び妥当性 構築時におけるシステムエンジニア等の人件費が圧迫されていないこと。 	30
	導入後のコスト	<ul style="list-style-type: none"> システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がされていること。 維持費用を抑制できる優れた提案がされていること。 検査機器及びシステムに接続する医療機器の変更増設等に際する新たな経費負担の程度 消耗品の範囲が明確であり経費負担に対し適切な提案がされていること。 データベース構造を公開し、全てのデータ移行時に新たな経費負担の伴わない提案となっていること。 システム全体を維持するための保守費用及び保守内容の詳細の提案がされていること。 	200
6 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たったの病院職員の意見反映に関する考え方	(1) 導入体制 (2) 明確なスケジュール提案	<ul style="list-style-type: none"> 導入に係る人員がシステム全体に適切に確保されていること。 総括責任者及び担当職員の同種業務における技能。 開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 	20
	病院職員の意見反映	<ul style="list-style-type: none"> 開発に当たり病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。 マスタ（システム制御に関する基本要素）の作成に対する技術支援及び院内業務変更に対する支援の方法並びに内容 管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等 システム本格稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画 	70
7 提案機器及びシステム全般に関する考え方	基本仕様に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> 基本仕様書（入札説明書と同時に配布する仕様書）「3 技術的要件の概要」から「別紙 技術仕様書」に定める項目に対して、実現するとの回答があること。（評価に当たっては、実現するとの回答があった項目数に応じて加点する。） 	300
総 合 計			1000